

瀬戸市交通事故弔慰金支給条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 17 号

瀬戸市交通事故弔慰金支給条例施行規則を廃止する規則

瀬戸市交通事故弔慰金支給条例施行規則（平成 11 年瀬戸市規則第 30 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 瀬戸市交通事故弔慰金支給条例を廃止する条例（平成 28 年瀬戸市条例第 20 号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされた瀬戸市交通事故弔慰金支給条例（平成 11 年瀬戸市条例第 23 号）の規定により支給対象者となる者に係る廃止前の瀬戸市交通事故弔慰金支給条例施行規則の規定による交通事故弔慰金の請求及び支給の決定については、この規則の施行にかかわらず、当該請求及び支給の決定に係る交通事故弔慰金の支給までの間、廃止する瀬戸市交通事故弔慰金支給条例施行規則は、なおその効力を有する。